

令和7年度子ども・子育て会議

文化会館講習室

2月12日(木)18時30分～

出席者:10名 委任状提出者:1名

所属	氏名
和木こども園PTA会長	坂田 敬太
和木こども園PTA副会長	伊藤 翔太
和木小学校 PTA 会長	川人 秀広(委任状提出)
和木小学校PTA副会長	柴田 祥子
母子保健推進協議会会長	米本 道江
主任児童委員	原川 幸江
和木小学校長	福江 大幸
山口県幼児教育アドバイザー	佐伯 公夫
和木こども園長	岸本 京子
和木こども園副園長	松井 千登世
和木こども園副園長	福村 和子

事務局:松井事務局長、米村事務局長補佐、竹田係長、吉兼係長

関係課:正木課長補佐(保健福祉課)、嶋田主事(保健福祉課)

遠田所長(保健相談センター)、多嶋田保健師(保健相談センター)

関係資料は別添

開会	
鳥枝事務局長	あいさつ。
事務局(米村)	和木町子ども・子育て会議設置要綱第6条第2項の規定により委員総数11人に対し、10人出席、委任状1名提出、委員の半数以上の出席があるため会議が成立していることを報告。
議題1 審議委員の紹介及び会長副会長の選出	
事務局(米村)	<p>それでは改めまして皆様よろしくお願ひいたします。</p> <p>これから議事に入りますが会長副会長の選出まで、進行は私が務めさせていただきます。</p> <p>それでは議題1の審議委員の紹介および会長副会長の選出をしたいと思います。まず初めに、新任の委員の方もおられますので、委員の皆様の紹介をさせていただきたいと思ひます。時間の都合上紹介のみとさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>和木こども園 PTA 会長 坂田啓太様 和木こども園 PTA 副会長 伊藤翔太様 和木小学校 PTA 会長 川人秀広様 委任状の提出がありました。</p>

	<p>和木小学校 PTA 副会長 柴田祥子様 母子保健推進協議会会長 米本道江様 主任児童委員 原川幸恵様 和木小学校校長 福江大幸様 山口県幼児教育アドバイザー 佐伯公夫様 和木こども園園長 岸本京子様 和木こども園副園長 松井千登世様 和木こども園副園長 福村和子様</p> <p>以上で委員の皆様の紹介とさせていただきます。 次に4項第5条において会議の会長は委員の互選によって決めること となっております。副会長は委員の中から会長が審議すると定めてお りますが、特に意見がないようであれば、事務局から提案をさせていた だきたいと思います。よろしいでしょうか？ (異議なし)</p> <p>はい。それではですね会長は山口県幼児教育アドバイザーの佐伯先 生に、副会長は和木小学校長の福江先生にお願いしたいと思います。 賛成の方は拍手をお願いします。ありがとうございます。 それでは席を準備します。準備が終わりましたら、おふたりは席を移動 していただけますでしょうか？ それでは、会長と副会長に一言ずつご挨拶をいただきたいと思いま す。佐伯会長からよろしくをお願いします。</p>
佐伯会長	<p>改めまして皆さんこんばんは。山口県の乳幼児と育ち学び支援センタ ーで、幼児教育アドバイザーをしております佐伯といいます。どうぞよ ろしくお願いいたします。こども園で園長を勤めて感じたのは、やっぱ り子育ては1人でできないなっていうのをすごく感じてます。ご家庭も しかり、こども園もしかりで、なかなかうまく具合にいかないな、こうい うときチームワークがすごい大事だなっていうのをすごく感じてまいり ました。そこでこの会議は教育関係、それから福祉関係、そして地域活 動のいろんな方々の関係で集まっております。しっかりと子どもの子育 て、そしてそれから幼児教育のあとに繋がる小学校の連携、それが円滑 にいくかどうかっていうのを含めてですね、和木の子ども子育ては、妊 娠から大学生までしっかり見ていこうというようなことになっていま すので、そういった視点の中でしっかり皆さんでお知恵をいただきなが ら、支援ができていけばいいかなと考えております。どうぞ、今日はよ ろしくお願いいたします。</p>
福江副会長	<p>皆さんこんばんは。和木小学校校長しております福江でございます。</p>

	<p>この度、副会長を拝命いたしました。どうぞよろしくお願ひいたします。日頃から大変いろんなところにお世話になっております子どもたちを温かく支えてくださっている皆様とともにこの会議に参加できることを大変光榮に思っております。不慣れなところもありますがどうぞよろしくお願ひいたします。</p>
事務局(米村)	<p>ありがとうございました。それでは佐伯会長、この後の議事の進行をお願いします。</p>
議題2 令和6年度子ども・子育て支援事業計画の評価について	
佐伯会長	<p>それでは議題2の令和6年度子ども子育て支援事業計画の評価について事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局(米村)	<p>それでは説明させていただきます。事前にお配りしておりました資料2をお手元にご準備いただけたらと思います。</p> <p>もう既に3期の計画に入っておりますので、令和6年度の確定事項および令和7年度の実績見込みについて説明をさせていただこうと思います。</p> <p>まず1ページ目を御覧ください。教育保育給付1号認定者。これ教育を9時から14時までの預かっている子どもさんですが、6年度の実績は36名、うち1名が和木こども園以外でした。全員受け入れることができましたし、見込み値も下回りました。令和7年度の実績見込みについては、見込み値が34名に対し、入園者22名うち3名は和木こども園以外で全員入園できております。</p> <p>その次が2号認定者。これが保育を希望する3歳から5歳の子どもさんです。令和6年度は見込み値を上回り、和木こども園以外の利用者は14名、令和7年度実績は見込み値が110名に対して121名、うち和木こども園以外の利用は17名で、全員入園することができ、見込み値が上回っている状況です。</p> <p>続きまして2ページをお開きください。3号認定者、0歳と1歳に区分しております。まず0歳から説明させていただきます。こちら昨年までの資料と少し変更した点がございまして、今まで申込者数というのをに入れておらず、また4月1日の人数で表を作っていましたが年度末に変更させていただきました。以前、委員の方から指摘を受けまして、結局何名が入れなかったのか、4月の待機児童数調査の数字はわからないということでしたので、今回それを改善させていただいております。令和6年度を見ていきますと、申込者は23名うち17名が入園することができました。3名については和木こども園以外のご利用の方でした。23名と17名こちらの差分においては、潜在的待機児童ということに</p>

	<p>なります。それから7年度です。申し込みの申込者数は21名ありました。実績見込みが15名うち和木こども園以外が2名です。4名が潜在的待機児ということになります。</p> <p>それから3号、1歳および2歳です。令和6年度は希望する方全員利用することができました。令和7年度については申込者数が48名。実績見込みが41名で、6名が和木こども園以外の利用です。1名が潜在的待機児童となっております。</p> <p>それから3ページをご覧ください。地域子ども子育て支援拠点事業です。令和6年度の実績値見込み値 1,125 名に対して366名でした。保育の認定を受ける子どもさんが多いということもあり、見込み値が少し乖離しております。令和7年度も確定値ではありませんが300名前後ということになるかと思えます。</p> <p>5ページをご覧ください。一時預かり事業在園時対応以外という下段の方になりますね。令和6年度の見込み値は75名で、実績値は106名でした。この内訳ですが、和木こども園以外の利用が令和6年度は多く、和木こども園が 24 名、和木こども園以外で和木町民の方が他市町の事業所を利用した数が82名となっております。岩国市がうち26名、大竹市が56名となっております。令和7年度は見込み値595名に対して、実績見込みは今日時点で27名です。こども園とも話しましたが、町外の園で一時預かりを利用する方がとても多いなと感じています。ただ、こども園が利用を断っているわけではないので、今後もニーズに対応できるように、引き続き維持していく必要があると思えます。</p> <p>7ページを開いてください。これはわきっこクラブの在籍児童数の推移です。令和6年度の実績については、見込みが113名に対して実績値は78名全員入ることができました。令和7年度の見込み値は108名で、5月1日現在児童数は89名が登録しており、全員入ることができております。今後の方向性については維持継続が必要と考えております。教育委員会の関連については、以上で説明を終わります。</p> <p>続いて保健福祉課から説明をお願いします。</p>
<p>保健福祉課 (嶋田)</p>	<p>保健福祉課から補足の説明をさせていただきます。まず10ページ中央の高校生以下の医療費助成事業について。高校生以下までが対象であった本事業ですが、令和7年10月より19歳から22歳までの町内在住の学生を追加で対象とする大学生等安心医療費助成事業を開始しました。対象者は現在70名で、医療費助成額は令和8年1月末時点で 26万2,773円となっております。</p> <p>次に11ページ下の妊婦タクシー事業について、令和6年6月から新た</p>

	<p>に本事業を開始しました。令和6年度の実績について、支払い件数は3件、助成額は1万1,500円で、36名の対象者にタクシー利用券を交付しました。また、令和7年度は、現時点で37名対象者に利用券を交付しており、支払い件数は13件、助成事業額は3万3,000円となっております。なお、本利用券は妊娠届け出時にお渡ししております。保健福祉課から補足の説明は以上となります。</p>
事務局(米村)	<p>続いて保健相談センター説明をお願いします。</p>
保健相談センター 遠田	<p>保健相談センターで所長をしております遠田です。保健相談センターは令和6年6月1日よりこども家庭センターも兼ねておりまして、多岐にわたりいろんな関係機関の皆様と協力させていただきながら、こどもまん中の各種事業の方を推進しております。</p> <p>それでは資料の方を補足で説明させていただきます。主には7ページあたりからになります。まずは母子保健に関する事、そして児童福祉に関する事という流れでご説明させていただきます。7ページにつきまして基本目標に、子どもが健やかに生まれ、こころ豊かに育つ環境作りということで、各種検診の受診率等を掲載させていただいております。おおむね、どの検診も、受診割合としては90%以上の方のご利用に至ってはいますが、受診していない未受診の方につきましても、保健センターの保健師の方が各家庭に出向いたり、いろんな形で対面という形をとって状況把握には努めておりますので、未受診とイコールではないというところをご理解いただけたらと思います。あくまでも医療機関を受診された方の数値になりますので、残りの未受診者につきましても、何かしらの状況確認を、こども園での発育測定の結果だったり、歯科健診の結果等を把握させていただきながら、各ご家庭のお子さんの育ちについては管理を行っております。続きまして10ページを御覧ください。ページ下段ですが、任意予防接種助成事業ということで、和木町では子どもの予防接種の助成事業等を独自に行っております。予防接種法に基づく定期予防接種以外で、それぞれの健康増進のためにと独自で設けている制度です。ロタウイルス等は途中から定期化されましたので、令和4年度以降は斜線が入っております。現在は、おたふく風邪と季節性のインフルエンザがご利用いただけるようになっており、概ね皆様ご利用いただけてる状況で、健康増進に役立てられているかと思っております。今後も引き続き、継続で実施していきたいと予定しております。最後に14ページの方を御覧ください。基本目標6、相談体制の充実というところで、相談窓口のネットワーク化について掲載しております。先ほども申し上げましたが、令和6年度6月1日にすく</p>

	<p>すくフェスタのときに開所式を行いまして、こども家庭センターの方を設置いたしました。これはこども家庭庁が掲げているこどもまん中の政策を推進していくために、母子保健から児童福祉までを一体的に行う機能を、保健センターが兼務で担っております。今までも子育て世代包括支援センターということで、各種子育て支援、家庭支援等を行っていましたが、令和6年度に新たにこのセンターを設置したことにより、より児童福祉の方も視野に入れていろんな家庭支援の方を充実させております。そのため令和6年度は件数が1,249件とかなり伸びております。和木町の出生数は、年々減少傾向ではありますが、各ご家庭のそれぞれ困り感というものは、ひと家庭ずつかなり状況が異なっており、また養育をしていらっしゃる保護者さん自身も健康状態がなかなか思わしくないというような状況もありまして、この数字は延べ件数になりますが、一度何かしらの関わりを持ちますと、かなり長期的に頻繁にいろんな事業を推進していくというところで、件数が伸び上がっているような状況です。今も各園小中の皆様や、役場庁舎内の全課にまたがる形で、各家庭へ一つ一つ、切れ目がない支援を行うために、連携を図っているような状況です。以上です。</p>
事務局(米村)	<p>ここで、私の説明が誤っていた箇所がありましたので、訂正をお願いできたらと思います。2ページをお開きください。間違った数字をお伝えした可能性がありますので、再度説明させていただきたいと思います。3号認定者0歳児ですが、令和7年度の見込み値は17名、実績値は15名、申込者数は21名よって6名の待機潜在的待機児童があったということになります。</p> <p>なお、時間の都合上、足早な説明で大変恐縮ですが、資料の残りの部分はお読み取りいただき、何かありましたらまた事務局の方に質問等を投げただいただければと思います。以上です。</p>
佐伯会長	<p>はい、ありがとうございました。今の訂正も含めて何か質問等ございましたら、委員の皆様からお願いいたしますよろしいですか。</p> <p>なければ、次の議題に進みたいと思います。それでは議題3の乳児等通園支援事業の確認について、事務局説明をおねがいします。</p>
<p>議題3 乳児等通園支援事業の確認</p>	
事務局(竹田)	<p>お疲れ様です。教育委員会の竹田と申します。私の方から、まず議題に入る前に、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度の概要についてご説明いたします。この制度は、令和8年度4月から全国一律で開始されるもので、こども園等に通っていないお子さんを対象に、同年代の子どもとの遊びや家族とは異なる経験を通じて、子どもの成長</p>

	<p>を促すことを目的としています。保護者の就労要件を問わず、こども園等に預けることができ、対象年齢は生後6ヶ月から満3歳未満の未就園のお子さんです。子ども1人につき、月10時間まで利用が可能で、利用料は1時間当たり300円としております。和木では、和木こども園で月曜日、水曜日、木曜日の午前10時から午後3時で受け入れ予定です。こども誰でも通園制度の利用にあたっては、基本的に国が運用するこども誰でも通園制度総合支援システムを利用することとなります。制度の利用の簡単な流れとしては、教育委員会に申請書の提出、その後保護者の方がシステムを利用して面談予約、園での面談の後、システムを利用して利用予約、予約日に利用をするということになります。なお、和木こども園では、利用料は利用日当日に園で支払うこととしています。概要につきましては、お配りしておりますこちらのピンク色の資料の方もご確認いただけたらと思います。</p> <p>続いて、この制度を利用する際に使います、こども誰でも通園制度総合支援システムについて簡単にご紹介します。画面上のイラストにつきましてはあくまでも参考ですが、ほぼこのような形のシステムを使って、予約等をしていくようになります。資料上ではスマホで簡単となっておりますが、ネット環境が利用できれば、ご自宅のパソコン、タブレットでも利用可能です。申請書を提出後、教育委員会の方で審査した後、利用が可能である保護者宛にメールでシステム利用のIDをお届けします。このIDを利用して、基本情報の登録とお子さんの情報、アレルギー情報や普段の遊びなどの情報を入力していただくこととなります。また、施設の検索、おそらく和木町の方は基本的には和木こども園を選択されると思いますが、全国一律でスタートするため、他市町の施設も利用することもでき、その施設の検索をスマホ上で行うことができます。それから面談予約、利用予約等、通園制度手続きの管理の全てをこのシステムで行います。利用の残時間などはマイページというページから、画面上の右のように残り時間がわかりやすく表示をされる予定となっております。簡単ではありますが以上がこども誰でも通園制度の概要説明となります。</p>
事務局(米村)	<p>続きまして、特定乳児等通園支援事業者の確認についてということで説明をさせていただきます。最初になぜ確認という手続きが必要か。その法的根拠について説明をさせていただきます。先ほど来申し上げますように、こども誰でも通園制度、法的な名称は乳児等通園支援事業ですが、これが本格的に実施されます。事業者がこの制度に基づき、事業の給付費である乳児等支援給付費の受給を行うために確認制度</p>

というものがございます。

事業を実施し給付を受けるには、二つハードルがございます。児童福祉法に基づく認可。子ども子育て支援法に基づく確認児童福祉法に基づく認可というのは、和木こども園においては公立施設ですので、認可を受ける必要がございません。ですが、子ども子育て支援法に基づく確認は、給付費を受けるための要件として、町が申請をして、町が確認をするという、これは紙の上での作業になりますが、そういった確認の申請と、これで大丈夫ですよという審査をする必要がございます。それから確認に係る基準および手続きの適正化ということで、何を確認審査の基準とするのか。人員配置・設備基準・運営体制、この大きく三つが審査の対象となっております。人員配置につきましては、保育士等の資格者や人数を満たしているか、最低基準は2人となっております。和木こども園でも、利用の予約が入った当日は2人の保育士を配置して、こども誰でも通園制度を実施することとなります。設備基準については、乳児室やほふく室、こちらの安全管理が適切に整備されているか、面積はほふく室の面積が3.3平米、保育室は1人当たりが数1.98平米となっているか。それから運営体制。苦情の解決の仕組みや秘密保持、非常時災害対策が確立されているか。こちらについて、事務局で書類審査および実地確認を行い、客観性と公平性を担保するために本日は皆さまにご意見をいただき、子ども子育て会議で諮問するという流れになっております。

本会議でご審議のご意見をいただきたい事項は大きく二つです。一つは、利用定員の設定です。地域の需要に対して供給量が適正かどうか。もう一つは、基準への適合性です。提供される保育室等が基準を満たしているか、専門的な知見をお持ちの皆様から、地域のニーズに適合しているかという視点でご意見をいただきたいと思っております。

二つ目は、基準の適合性、こちらは公立施設ですので、もう既に和木こども園は、認定こども園として県から認可を受けてますので、日々の利用定員、各種マニュアル等を確認していく作業がございます。確認の対象事業者は、和木町立和木こども園です。実施形態は一般型、これは認可定員以外に定員を定めて事業を行う類系、余裕活用型というのは、保育の教室で余剰があれば空き定員を活用してこども誰でも通園制度を実施するという対応になっております。事務局において、事前に確認した結果、人員・設備・運営の全ての項目において基準に適合していることは既に確認しているところでございます。

今後のスケジュールと本日のゴールということで説明をさせていた

	<p>だきます。今後のスケジュールですが、本日皆様からのご意見があれば、そちらも踏まえて、町として正式に和木こども園を特定乳児等通園支援事業者として確認手続きを行い、公示します。そして、4月からスムーズな運営を目指してまいります。利用定員の5名は、第3期の計画を作成時に、国の算出式を用いてニーズ量を5名とし、令和8年度の見込み値と計画値として設定しております。以上でございます。</p>
佐伯会長	<p>はい、いかがだったでしょうか？こども誰でも通園制度、事務局からまず説明がありましたが、特定乳幼児等の支援事業の確認については、先ほどありました、町の基準条例に適合または確認もあったということで、運用面については、先ほどここに説明がありましたがこういう流れでいこうということでございます。今までの資料の中で特に質問等ありましたら、この場でお願いいたします。はい。</p>
坂田会長	<p>一時預かり事業とは何が違う？</p>
事務局(米村)	<p>一時預かり事業は親の都合で預ける、こども誰でも通園制度はこどもの育ちを応援する制度なので、その辺りに違いがあります。 こども誰でも通園制度は事前予約制ですので、当日とか前日に急に子どもさんを預けたいという場合は、一時預かりで、10時間まで使える枠で子どもの育ちを応援したいという場合は、こども誰でも通園制度になります。なかなかイメージが付きづらいと思うんですが。</p>
坂田会長	<p>一時預かり事業のほうが安いのでは？ 一時預かりは2時間で500円。</p>
事務局(米村)	<p>そうですね、一時預かりのほうが安いです。 (前段で逆の説明をしたため、一時預かりの方が安いと訂正)</p>
坂田会長	<p>ということは、こども誰でも通園制度をつかわなくてもこちらを使うこともできる？</p>
事務局(米村)	<p>そうですね。そう考える親御さんもいるとは思いますが。 一時預かりと何が違うのかというところは、これ子どもの育ちを応援するので、保育所の方は、今日はどうだったよというような記録を全部つけていけないといけないんですね、育ちを応援する制度なので。ただ一時預かりは、保護者都合で預かるという制度ですので、口頭で今日はこんな感じだったよっていうのは、やり取りはあると思うんですけども、こっちは育ちを応援するっていうところから記録を全部取っていくっていうようなところも、一時預かり制度とは大きく違うところです。 この違いについて、こども園園長先生補足をお願いします。</p>
岸本園長	<p>すいません失礼します。まず、こども誰でも通園制度は6ヶ月からお預</p>

	<p>かりが可能です。在園児は8ヶ月からお預かりするので、それよりも早い月齢のお子様から預けられるというところが大きく違うところ。</p> <p>それから一時預かりには基本的に保育ができない理由が必要で、理由がなくなりフレッシュでというのは、1ヶ月の中で2日間だけそれが可能です。</p> <p>こども誰でも通園制度は子どもたちのためにということで、教育時間の10時から3時、子どもたちが外で遊んでたりとか、子どもたちが園の中で活動しているその時間帯をあえて選んでおります。外遊びで一緒になったりとか、子どもたちと交流する場もあるかなとは思いますが。怪我がないように一応部屋は別にしてあり、スタッフもこども誰でも通園制度にあわせて新しく採用するわけではなく、園の中の安心できる任せられるスタッフにお願いしようと思っています。慣れた職員でしっかりコミュニケーションを取りながら、子どもたちの安全をしっかり確保して保育してまいりたいと思っています。</p> <p>一時預かりはとにかくお母さんの理由があって長時間9時から5時まで長時間預けることが可能で、お仕事だったり、行事だったり、子どもたちが待つというイメージですけど、こども誰でも通園制度は来たお子さんと在園児が少し交流する場があったりと、6ヶ月の子はちょっと命を預かるその危機管理の方が大変だと思います。楽しみながら、ちょっとお母さんから離れて、子どもたちと触れ合うっていう時間も大切にしていきたいなと思っています。</p>
事務局(米村)	<p>当初、この制度の説明を受けたときから、一時預かりと何が違うのかっていう話は出ていて、いろんな方と情報交換してきたところです。一時預かりは、連携協定を結んだ自治体でないと他市町の施設は使えないんですけど、こども誰でも通園制度は全国一斉に開始するため、例えば和木の方が東京の施設を使うっていうことも制度上は可能です。その辺もまた違うかなというところを、また補足させていただけたらと思います。以上です。</p>
佐伯会長	<p>はいありがとうございました。今の違いについては Q&A 等でしっかりリーフレットにして、地域にも配るといったように、保護者の理解を得ながら、子どものために子どもたちが成長していくために必要な制度であると、一時預かりは保護者のためにという、「ために」の違いを少し理解していただきながら、子ども子育ての中で、このこども誰でも通園制度が子どもと言いながら、保護者もまたそういう繋がりを深めていく機会が増えていくのではないかなというようなところもあります。ご理解の方よろしくお願ひいたします。他にご意見ございませんで</p>

	しょうか？(それではこの件を皆さんにお諮りしたいと思います。賛成の方は拍手をお願いいたします。)
坂田会長	例えば和木独自でちょっと時間を増やすとかってそういうのってないですか。
事務局(米村)	国の給付の上限が10時間なんです。で、福岡が10時間以上の設定をしてるんですけども、これ始まってないとのぐらいのベースがあるのかっていうのはなかなか検討がつかないので、またそこら辺についてはですね、スムーズに回り始めてから検討させていただいて、当初の段階でやはり10時間の国が定めた基準でやっていきたいなというように考えております。
佐伯会長	というような疑問もありますが、他にないでしょうか。 はい、どうぞ。
福江副会長	こども誰でも通園制度が0歳6ヶ月からというのは何か理由があるのでしょうか。
事務局(米村)	6ヶ月は国が定めてまして、和木こども園の8ヶ月は町が決めてます。
坂田会長	一時預かりは1歳からでしたか？
事務局(米村)	そうですね。
坂田会長	こども園の1階の広い部屋で行ってるのはなんですか？
松井副園長	子育て支援センターですね。子育て支援センターは保護者と一緒なので何歳からでも利用可能です。
坂田会長	利用できる時間は？
松井副園長	火曜日、金曜日の午前中です。 なので、こども誰でも通園制度はその支援センターの開設がない、月曜日、水曜日、木曜日を設定しています。
佐伯会長	ご意見他にございませんでしょうか。
保健相談センター 遠田	6ヶ月からなのはなぜなのかという点なのですが、乳児が6ヶ月くらいから離乳食が確実に始まっていたりとか、首が据わっているとか、他者に対するその興味関心も月齢的に発育上そういうのが出てくるんで、子どもの育ちを促すっていう点では、おそらく効果があるという、ちょっとそういう生理学的なちょっとメカニズムの問題が一点。明確な定義はこども家庭庁も言っていないんですけど、産後ケア事業っていうのがありまして、妊産婦さんが産後心身の不調とかそういうのがあった場合に、これはあくまでも産婦さんが主語になるんですけど、産後ケア事業というのがお子さんが生後6ヶ月くらいの方が原則利用ができる宿泊型と言って分娩取り扱いの施設医療機関だったりとか助産院とかに1泊いくらっていう形で、ちょっとケアを受けたりとかすることができ

	<p>る制度があったりとか、助産師さんの乳房ケアとか受けられるような、訪問型通所型っていうような他の産後ケア事業が、まず先にちょっとベースにあって、そこからだんだんちょっと切れ目がない政策というところで、多分こども誰でも通園制度がちょっと制度としては繋がっていくのかなと考えられると思われます。</p>
佐伯会長	<p>ありがとうございました。今の6ヶ月という基準について含めたお話でしたが、他に気になることがありましたら、ご意見お願いいたします。</p>
坂田会長	<p>(こども誰でも通園制度)給食の提供はどうなりますか。例えば11時から14時くらいまで預ける場合とかは。</p>
松井副園長	<p>その場合は提供することになります。ただ、午前中だけで昼にかからないとか午後からの利用で昼食をまたがない場合は、給食はなく、おやつになるかもしれないです。また、6ヶ月の子など、給食を食べることができない子への提供はできないので、離乳食を持参していただくようになります。</p>
佐伯会長	<p>だいがイメージがつかめてきたかと思いますが、まだまだ実際の運用について気になる部分がたくさんあるかと思いますが、町の方で担当者が進めておりますので、私としてはそんなに大きな課題、問題はないかなと捉えております。出ている文書の中で、ある程度皆さんでゴーサインが出ればと考えているんですけどもいかがでしょうか？ もう一度確認いたしますこれでよろしいでしょうか賛成の方は拍手をお願いいたします。 後はですね担当者の方にしっかり準備を進めていただいて、先ほど話がありました何かあれば聞いてほしいということでしたので、教育委員会の方に問い合わせをしていただいて、確認をして進めていけたらと考えております。どうぞよろしくをお願いいたします。では、その他に移りますけども事務局何かございますでしょうか。</p>
事務局(米村)	<p>ご意見を多数いただきありがとうございました。すでに、こども誰でも通園制度については広報でもお示しさせていただいていますが、2月2日から利用申請を行っている状況です。新しい制度ということで広報、町ホームページに加え、保健相談センターの訪問事業や育児相談の各種母子保健事業においても、資料の配布を行っております。またこども家庭庁が運営しているこども誰でも通園制度総合支援システムの運用もすでに開始されていますので、近々利用申請者の審査が終了後、面談の予約も開始されると思います。ちなみに本日現在、誰も申請者はございません。事務局事務局からは以上です。</p>
佐伯会長	<p>はい、ありがとうございます。その他に委員の皆様から何かあれば。よ</p>

	<p>ろしいでしょうか。では、全ての審議はこれで終了ということで、ここからは事務局にお返しします。</p>
事務局(米村)	<p>佐伯会長ありがとうございました。また長時間にわたり委員の皆様もお疲れ様でした。お帰りの際は事故等に十分注意してお帰りください。本日はありがとうございました。</p>